

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 小牧市立三ツ渚北保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 日比野 栄津代	定員（利用人数）： 90名（62名）	
所在地： 愛知県小牧市大字三ツ渚2130-1		
TEL： 0568-72-9330		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和49年9月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 小牧市		
職員数	常勤職員： 15名	非常勤職員： 7名
専門職員	（園長） 1名	（用務員） 1名
	（副園長） 1名	
	（保育士） 19名	
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等） 遊戯室、調理室、医務室
		事務室、乳児室

③理念・基本方針

★理念

【目指す子ども像】 豊かな心でよく遊べる子ども
保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図る

★基本方針

「笑顔いっぱい！みんながのびのびと過ごせる保育園」
～子どもも保護者も保育者も自分らしさを忘れずに～

④施設・事業所の特徴的な取組

・地域資源（矢田川土手、園周辺の自然、天神神社、正眼寺等）を保育に取り入れていく。花摘み、虫取り、草花遊び、冬には恒例の土手マラソン（幼児のみ）をしている。
・子どもが自らやりたい、作りたい、遊びたいと思えるよう環境（三北マーケット、ままごとフェルト食材）、可動遊具（段ボール、牛乳パック等）、を子どもの遊びに応じ整えている。
・幼児組はクラス別で子どもの様子、遊び等を玄関ホワイトボードにて毎日知らせ、親子の会話の助けになるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年7月1日（契約日）～ 令和8年3月11日（評価確定日） 【令和7年11月13日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	1回（令和2年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆理念に基づく組織運営と計画的な取組み

理念と基本方針を明確に文書化し、年度目標の設定や職員会議、SNS配信等を通じて職員・保護者と共有し、理解を深めて実践へつなげている。事業計画の策定においては、職員や保護者の意見を多様な方法で収集し、評価と見直しを重ねることで、計画の実効性を高めている。園長は保育の質の向上と業務改善の両面で指導力を発揮し、ICTの活用や働きやすい環境づくりにも取り組んでいる。人材育成では、理念に基づく職員像を共有し、研修体系や面談を通じて職員一人ひとりの成長を支えている。さらに、地域資源との連携や公益的な取組みを通じて地域の福祉ニーズに応え、運営の透明性確保にも努めている。組織全体として、安定した運営と質の高い保育実践が進んでいる。

◆保護者との連携

祖父母による送迎も多い地域であることも含めて、保護者の穏やかさに支えられて、保護者との意思疎通がうまく行われている。保護者との関係が良好であることもあり、職員も穏やかな雰囲気の中で保育が行われ、相乗効果を果たしている。今後も保護者との連携をより一層深め、穏やかな雰囲気の中での保育を継続していくことを期待したい。

◆子どもの姿から出発する保育展開

子ども主体に考え、子どもの姿から遊びや玩具の提供をし、「さんきたマーケット」のような、子どもがワクワクする環境設定をしている。子どもたちは、見守られている安心感を持って園で過ごしている様子が伝わってくる。子ども主体の保育は、子どもを観る保育者の力があってこそその取組みであることに自信を持ち、今後も子どもの姿に合った保育を展開していくことを期待したい。

◇改善を求められる点

◆中・長期的視点に立った計画整理と組織運営の深化に向けた課題

理念や基本方針は共有されているが、中・長期的なビジョンについては文書化や数値目標の設定が十分とは言えず、単年度計画との連動が今後の課題である。事業計画や改善策についても、評価結果や分析内容を文書化し、中・長期計画へ反映させる仕組みを明確にすることが求められる。経営面では収支や利用状況の把握は行われているものの、データを踏まえた分析の深度や課題抽出の方法については、さらなる検討が必要である。人材確保・育成においては、期待する職員像や研修体系は示されているが、キャリアパスとの関係やPDCAサイクルを意識した育成の流れが明確になっていない。地域交流やボランティアの受入れ、公益的取組みについては、専門性を生かした取組みの充実が今後の課題であり、組織的な整理を進めることで、より安定した運営と質の向上につながる。

◆「保育ポケットブック」(標準的な実施方法)の活用

全職員に配付されている「保育ポケットブック」に標準的な実施方法が網羅され、誰が見ても安心して拠り所にすることができる内容となっている。実際には、手元に置いて活用している職員ばかりではないとのことなので、「保育ポケットブック」を研修や勉強会、職員会議資料等で活用し、生きた「保育ポケットブック」として定着させることが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審するにあたり、職員間で一つ一つの項目について話し合い、職員同士のつながりが深まるとともに自園を振り返り、保育や子どもの発達についても再確認ができ、多くの学びにつながりました。勤務時間が様々なので付箋を活用し、園内研修等の共通理解を深めているが、園の良い点、改善点も付箋形式で意見を出し合い話し合っていくとよいというアドバイスをいただき実践しています。また「ポケットブック」の良さもわかりやすく教えていただいたので、今後活用し、子ども主体の保育をする中、保育の質の向上を目指していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 園の理念と基本方針は明確に文書化され、使命や役割、子どもの人権尊重の考えが共有されている。年度初めには園独自の目標を定め、職員会議で共有している。SNS配信により保護者と情報を共有し、半年後の振り返りとともに理念・方針の理解度も定期的に確認し実践へ活かしている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<コメント> 市の園長会や副園長会を通じて国や自治体の動向を把握し、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画の内容を踏まえて運営に活かしている。収支状況や利用率、職員配置等の現状把握も継続して行っている。一方で、経営データを踏まえた分析の深度や課題整理の方法については、今後の改善に向けた検討が求められる。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a ・ b ・ c
<コメント> 職員の異動スパンの短さや勤務形態の多様さを踏まえ、「保育実践の継続性」や「会議、研修開催の困難性」を職員共通の課題と捉えている。職員会議に参加できない職員に対しても、SNS配信や会議録、付箋による意見徴収など、多様な方法で情報共有と意見反映を進めており、継続的な取組につながっている。課題解決に向けた工夫が組織全体で進んでいる点が評価できる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 「小牧市まちづくり推進計画」や園の「経営案」を踏まえ、3~5年を見通した中・長期の方向性を整理し、勤務形態や人事異動、経験層の偏り等、園が抱える課題にも取り組んでいる。理念に沿った将来像を示し、運営に活かしている点は評価できる。一方で、市の計画を踏まえた園独自の中・長期計画の文書化や数値目標の明確化は、今後の検討が求められる。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 市の計画や園の「経営案」を踏まえ、単年度の計画を策定し、「保育の全体的な計画」や園独自の目標に具体的に反映させている。年度初めには職員の意見を付箋で収集し、半年後に確認や方向修正を行う等、実行性にも配慮されている。一方で、実施状況の評価方法や数値目標の設定は、今後の検討が求められる。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画は、行事ごとの職員会議や月案・週案会議、年度初めの職員会議を通して職員の意見を反映させて策定している。保護者アンケートもSNSで定期的実施し、計画の評価と見直しに活かしている。年度末には評価会議を行い、改善内容を次年度の計画へ具体的に反映させている。また、会議録や朝の打合せ、SNS配信を通して職員への周知も進んでいる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 事業計画の主な内容は入園説明会や個人懇談、SNS配信、掲示等を通して保護者に周知している。また、行事計画だけでなく、保育方針や取組みの方向性についても説明し、国外にルーツを持つ保護者や障害のある保護者にも配慮した伝達を行っている。一方で、計画内容を保護者に説明する機会や、平易な表現や図表による分かりやすさの工夫は今後の課題である。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 園の目標や「経営案」、「保育の全体的な計画」、「行事計画」の相互関係を年度初めに確認し、保育の質の向上を見据えた計画を策定している。日常業務では計画に基づく取組みが進み、年度末や行事ごとに組織的な自己評価を行っている。保護者アンケートも定期的実施し、第三者評価の結果を踏まえた改善については、職員会議等で検討する予定である。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 年度末や行事ごと、また第三者評価の結果を基に課題を整理し、職員会議で共有している。職員の参画の下で改善策を検討し、策定した内容は日常の保育に活かされている。改善状況は半年ごとに確認し、必要に応じて見直しも進めている。一方で、評価結果や分析内容の文書化、また改善計画を単年度の事業計画や中・長期計画へ反映する仕組みの明確化は今後の課題である。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長は年度初めの職員会議や研修を通して自らの役割と責任を表明し、職務分掌や園長の責務も「入園のしおり」や「経営案」により明確化している。事故対応や防犯、防災マニュアルには非常時の対応が整理され、不在時の権限の委任先も示されている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 園長は社会福祉・児童福祉・労働関連法令を把握し、園長会や研修会、外部研修、全保協ニュース等を通じて関係法令の情報収集に努めている。文書の回覧や朝礼により職員への共有を行い、「就業規則」や「ハラスメント防止規程」等の整備も進めている。「保育ポケットブック」や新任研修を通じて、倫理や守秘義務の励行にも取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 園長は保育の質の向上に向けて研修参加を促し、文書回覧やSNSを活用して情報共有を進めている。園内研修では保育の課題を把握し、改善方針を示している。「目標設定シート」による進捗確認やOJT、園内研究テーマの設定により、職員の学びを支えている。園内公開保育を通して保育内容を見直す機会も設けている。療育に関する研修にも取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 園長は人事・労務・財務面から経営状況を分析し、経営改善や業務効率化の方針を示している。保育園支援ソフトやタブレット端末等のICT導入により、記録の電子化や登降園管理の効率化を進め、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進、職員配置の工夫等、働きやすい職場づくりにも取り組んでいる。苦情や相談事項は職員会議や朝礼で共有し、園全体で取り組む姿勢がある。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 必要な福祉人材や人員体制に関する考え方が示され、新人研修やOJT、職員のペア組等、定着を支える仕組みが整えられている。市の幼児教育・保育課と連携し、人材確保や育成にも継続して取り組んでいる。障害児への対応や看護師確保についても交渉を進めている。一方で、人材計画の文書化や体制整備の根拠をより明確にすることは今後の課題である。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 理念に基づく期待する職員像を示し、「すてきな保育士を目指して」や「自己評価チェックリスト」を活用して職員育成に取り組んでいる。採用・配置・育成・処遇を一体的に進め、人事評価や目標シートを通して専門性や貢献度に応じた評価も行っている。一方で、評価制度とキャリアパスとの関係が分かりにくく、将来像につながる仕組みの整備は今後の課題である。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長と副園長を中心に労務管理体制を明確にし、有給休暇や時間外労働の状況を確認している。健康診断や予防接種の実施、ストレスチェックや相談窓口、個別面談等、職員の心身の健康を守る仕組みも整っている。福利厚生や休暇制度の充実を図り、働きやすさに配慮した環境づくりが進められている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>理念と連動した期待する職員像を明確にし、「保育ポケットブック」等を活用して育成に努めている。職員の個人目標は面談を通じて設定され、年度当初から年度末までの進捗確認や評価が行われている。毎月の職員会議で振り返りを行い、園長や副園長が助言を行う体制も整っている。一方で、PDCAサイクルを踏まえた進捗確認ができる目標管理の仕組みの構築は今後の課題である。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修に関する基本方針が明文化され、保育の目標や事業計画と整合した研修計画が策定されている。園内や市の研修は定期的実施され、正規職員や会計年度任用職員を含む全職員が参加できる体制が整っている。研修履歴を踏まえた体系的な研修も進められ、内容の評価や見直しは園長会で精査され、次年度計画に反映されている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員ごとの知識・技術水準や研修履歴を把握し、新任・中堅・管理職研修等の階層別の研修を計画的に実施している。職種別研修や特定テーマ研修、外部研修の参加奨励も行われ、オンデマンド研修についても個々に受講を促している。業務調整により誰もが参加しやすい環境を整え、研修後は職員会議で研修内容を報告し、共有を図っている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>養成校側と連携して実習内容のプログラムを作成し、指導保育士向けのマニュアルも整備している。専門職種に応じて実習内容を調整し、実習期間中の連絡・連携も適宜行っている。実習生受入れ時には「園だより」や掲示を用いて保護者へ周知し、受入れ後の反省会で成果や課題を共有している。一方で、実習担当職員の研修体制の強化が今後の課題となる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページや広報誌、「入園のしおり」等を通じて理念や保育内容を公開し、市のホームページでは事業計画や予算・決算情報も確認できる。第三者評価の結果や苦情・相談対応の状況も県のページで公開され、子育て支援センターのイベントでは園の活動内容を示す資料を掲示している。一方で、意見箱の設置による意見収集の機会づくりは今後の課題である。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事務、経理、取引に関するルールや権限および責任は、「運営機構」や「職務分担表」により明確に示され、職員への周知も進んでいる。現金取扱いの廃止など、公正な運営に向けた体制づくりも進めている。県や市の監査を受け、指摘事項を職員で共有し、内部チェックの仕組みを働かせている点も評価できる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 地域との関わりに関する基本的な考え方を示し、掲示板や「園だより」を通して地域資源の情報を保護者へ伝えている。作品展や店舗での展示、地域施設のイベント案内等、交流へつながら取組みも実施している。地域住民を招いた読み聞かせや園内での交流も行っている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> ボランティア受入れに関する基本姿勢を示し、地域の学校教育への協力方針も明確にしている。中学生の職場体験の受入れを行い、事前訪問で子どもとの関わり方を説明している。職員にも内容を周知し、園内外での活動支援を行っている。一方で、登録手続や配置、事前説明、記録等を含む受入れマニュアルの整備は今後の課題である。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 地域の関係機関を明示したリストを整備し、児童相談所や保健所、発達支援センター等との連携体制を確立している。気になる子どもへの支援では、デイサービス事業所や保健センターと協働し、園内で話合いの場を設ける等の取組みも進めている。虐待が疑われる場合は、幼児教育・保育課や児童相談所等と連携し、職員には虐待マニュアルを周知している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 幼保小連携協議会や児童委員会への参加を通じて地域の福祉ニーズを把握し、夏休み期間には気になる子どもの様子を確認している。園庭開放や園見学等を利用して相談事業を実施し、保護者や地域住民からの相談を受け、ニーズの把握につなげている。一方で、地域団体との協議による情報収集や、交流イベントを通じた生活課題の把握は今後の検討課題である。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 地域で把握した福祉ニーズに基づき、生活困窮家庭への支援や緊急一時預かりを行う等、公益的な取組みを実施している。地域イベントやアンケートを通して生活課題を把握し、日常の保育活動からも保護者や子どものニーズを拾い上げている。食育の情報発信にも取り組み、公開範囲の拡大も検討している。子育て相談支援や講演会等、専門性を還元する取組みは今後の課題である。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢は、「保育園経営案」や「入園のしおり」に記載されている。職員には年度初めに「子どもにとってはどうなのか?」ということを話し合ったり、朝ミーティングや職員会議を活用し、共通理解を深めている。保護者へは「入園のしおり」を用いて説明し、国外にルーツを持つ保護者へも通訳や通訳アプリを利用して理解を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>虐待防止をはじめ権利擁護に関するマニュアルが整えられ、新任時に配付される「保育ポケットブック」にも記載されている。年長児対象に「命の授業」でプライベートゾーンなどの話を保健師から受ける機会を設けている。外部の視線を遮るために、職員による手作りカーテンで園生活でのプライバシー保護に努めているものは十分とは言えない。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報はホームページや子育て世代包括支援センターが行う「情報week」の催しの中で発信している。入園、見学希望の保護者には、園長、副園長が説明している。ホームページは市が作成しているが、日本語のみの表示になっている。今後、多国語に対応できるような配慮を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>「入園のしおり」とパワーポイントを使用し、入園説明会で園長が保護者に説明をしている。入園説明会に参加できなかった保護者や国外にルーツを持つ保護者には、後日個別で説明をし、理解を深めている。保護者から、個人情報に関する項目を含めた「同意書」の提出を受けている。保護者への説明は園長が行っているため、誰もが対応できるような体制づくりを検討している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書が定められ、市内転園先に引き継がれている。市外転園については、問合わせがあれば口頭で対応している。退園後の保護者からの相談は、いつでも受け付けることを口頭で伝えてはいるが、内容を記載した文書は渡していない。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者満足の把握は、登降園時の保護者との会話や行事後の匿名でのアンケート、個人懇談にて行っている。副園長が中心となってアンケートを集計し、職員会議で共有、検討、今後の対策を話し合っている。保護者会はないが保護者からの声を基に、行事ごとの子どもの姿や今日の保育を絵日記風に掲示している。保育に見える化する取組みを推進している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整えられ、「入園のしおり（重要事項説明書）」に記載されている。具体的な第三者委員の氏名を玄関に掲示し、保護者に周知されている。「苦情記入カード」は設置していないが、匿名のアンケートに意見を記入できるように工夫したことにより、保護者からの意見が出やすくなっている。苦情内容や苦情解決の結果の公表についても検討されたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 登降園時の保護者との会話や個人懇談等で把握した相談や意見には、その都度空き部屋や事務室等を利用して対応している。保護者がより相談がしやすくなるよう、相談窓口や相談相手についての明確な文書作成について検討されたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者からの相談や意見、対応については副園長や園長への報告、朝ミーティングや職員会議で職員間での共有をしている。相談内容の記録方法、報告手順、対応策の検討については、「保育ポケットブック」に記載されている項目もあるが、充分とは言えないため、追記して職員周知し、共通理解することが望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 職員は市の主催する危機管理研修に参加し、参加できなかった職員への伝達研修を行って、安全保育への意識を高めている。ヒヤリハット事例については朝ミーティングで報告し、安全面で気づいたことや改善点等については職員会議で話し合っている。事故発生時のシミュレーションの回数を増やし、適切な対応ができるよう検討している。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」や「保育ポケットブック」に、感染症の種類別に保護者対応等が記載されている。嘔吐物処理については、シミュレーションを通して適切な対応ができるよう取り組んでいる。感染症対策のため手洗い、うがいの励行、必要に応じた職員のマスク着用も行っている。感染症発生時には、玄関のホワイトボードに感染症の種類と人数を記載して保護者に情報提供している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 災害時の対応体制が整えられており、地震、火災想定避難訓練や保護者への引渡し訓練等が行われている。河川氾濫危険区域に設置されている保育園であり、より遠い所に避難することも念頭に入れて訓練を行っている。防災教室や通報訓練等を消防署と連携して行っているが、地域との連携も視野に入れた訓練も検討されたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法は「保育ポケットブック」に記載され、新任時に全職員に配付されている。新任時に配付されているため、年数が経つと手元に持っていない職員もいて、活用されているとは言い難い。「保育ポケットブック」を使用した研修や勉強会を通して、マニュアルや規約の周知、保育を振り返る機会にすることが望まれる。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 市内の公立保育園園長を中心に作成された「保育ポケットブック」は不定期ではあるが見直しを行い、修正されている。修正された箇所については、職員に周知され、各自が修正をしているが、修正したかどうかの確認は行っていない。修正箇所が確実に修正され、生きた「保育ポケットブック」になることが望まれる。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保護者が記入し、保育園支援システムに入力した市内統一の様式で園長、副園長が保護者と面談を行い、内容確認をしている。助産師訪問や保健センターとの連携、障害についての「ほのぼの相談」等の職員と連携を取り、個別の指導計画を作成している。月案会議、週案会議で立案内容の調整や保育の振返りを行っている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 園長、副園長が保育園内での指導計画を立案し、記入方法や注意点は「保育ポケットブック」の中に記載されている。2週間に1度は必ず指導計画の見直しを行うようにしており、急な指導計画の変更は、朝ミーティングで職員周知できるようにしている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 子どもの発達状況や生活状況は、朝ミーティングで職員が情報共有している。その他に会議録や「職員連絡ノート」、保育園支援システムのチャット機能で、会議に参加できなかった職員とも情報を共有している。指導計画等は園内共有の「記録要領」に基づいて作成される。先輩職員や副園長が個別に指導し、職員間での差異が出ないように工夫しているが、十分とは言えない。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「入園のしおり」に個人情報の取扱いについての記載があり、入園説明会で保護者の理解と同意を得ている。職員は「個人情報保護法」の研修を受け、さらに市役所から年に1~2回行われる「情報システムに関する意識調査」を通して個人情報保護への意識を高める等、法令遵守を徹底する取組みが行われている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>市で概ね統一した「保育の全体的な計画」が作成されている。乳児と幼児に分けて作成されている。年度初めの職員会議で、保育理念や目指す子ども像等について共通理解し、各指導計画作成につなげている。副園長が素案を出し、職員で検討し、保育園独自の「保育の全体的な計画」を作成している。長時間保育、地域との交流等の詳細の記載も検討されたい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>加湿器、エアコン、空気清浄器等を使用し、室内の温度、湿度の調整を行い、子どもが心地よく生活できる空間を作っている。食事や睡眠の場をできる範囲で分けるようにしたり、トイレにはカーテンを付けて子どもが落ち着いて過ごせるよう、安心した場所づくりにも取り組んでいる。乳児は安全面を考慮し、玩具の大きさにも注意を払っている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>家庭環境や発達段階、気になる場面での対応等、朝ミーティングで情報を共有し、園全体で子どもを受け入れるよう心がけている。言葉での表現がうまくできない子どもも、その子どもなりの表出の方法があることを常に心に留め、どの子どもにとっても、どこにでも居場所があるよう、全職員が意識して関わっている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の獲得は保育者によるモデリングと、真似をしながら実際に子どもが行動していくことを意識して保育している。子どもが自ら行動した場面では、できた、できないに拘らず、言葉にして伝え返し、自ら行動することに自信が持てるようにしている。子ども同士で伝え合う姿も見受けられる。職員間での差異が生じている部分もあり、関わり方の共有や意見交換の場を増やすよう検討中である。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の玄関に、色紙やぬり絵、空き箱、リボン等の「さんきたマーケット」と呼ばれる制作材料置き場がある。子どもが自由に持ち出し、ままごとや制作活動が行えるよう環境を整えている。戸外遊びでは、ビールケースや段ボール等、既製の玩具ではない物が多く置かれており、子どもが手に取って遊びを広げていけるような環境設定がされている。室内、戸外ともに、異年齢の子どもが入り混じって遊んでいる。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児と1歳児は同じ保育室で保育しているため、子どもの遊びの様子から遊びを提供したり、玩具を整えたりしながら、安全で子どもが安心できる空間づくりに努めている。遊びや玩具を通して子どもと保育者がコミュニケーションを楽しめるように工夫はしているが、発達の違いも大きく、0歳児がゆったりとした気持ちで過ごすことのできる生活環境としては十分とは言えない。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1歳児と0歳児を別の空間で保育する機会を作り、1歳児の探索活動ができるように工夫し、戸外活動でも子どもの興味によって土手を探索できる機会を作っている。1・2歳児の自我の育ちでは、職員同士が連携を取り、その子どもが納得いくまで関わるように意識している。できる範囲で、子どもの遊ぶ姿から環境を提供するように心がけている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 3・4・5歳児ともに単独クラスのため、担任の持ち味を活かして子どもとの関係を築いている。環境研修等、同じ研修を受けることで、共通理解、共通意識を持って環境設定をしている部分もあり、自然発生的な異年齢保育が行われている。子どもの姿から「楽しさメモ」を作成し、園内研修で共有する取り組みを行っているが、全職員が共通認識を持って保育している場面ばかりとは言い切れない。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 個別に支援が必要な子どもは、障害児担当者が加配され、個別指導計画を作成の上で保育をしている。包括支援センター、保健センター、医療機関、療育施設等の関係機関との連携を取って保育をしている。障害児担当者研修で理論を学び、相談する機会が設けられている。療育支援事業でのケース検討等、外部機関との連携も図られている。子ども同士は、ありのままの姿を受け入れて関わり合っている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもの年齢や人数に合わせて保育室を分けている。異年齢で過ごすことの多い長時間保育は、職員間で相談して遊びや玩具を提供している。午後のおやつ以降は、夏は水分補給をするが、おやつや軽食等の提供はない。0歳児でミルク対応の子どものみ時間に合わせたミルク提供がある。長時間を保育園で過ごす子どもたちのねらいや環境設定等を、指導計画作成の際に振り返り、検討することが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者が連れていく就学時健診の他にドッジボール交流会が行われ、年長児が参加し、年中児は応援団として参加している。夏季教職員研修での意見交換や民間幼稚園公開保育研修、幼保小合同研修を通して、小学校との連携を深めている。「保育所児童保育要録」を就学先の小学校へ送付している。就学をより楽しみにできるように、子どもによる小学校の授業参観の実施を検討している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」や「保健計画」が作成され、毎月の月案に保健的内容を記載している。体調の変化やけがの場合には保護者との連絡を密にし、状況に応じた対応をしている。「事故対応マニュアル」の他、「保育ポケットブック」にSIDS（乳幼児突然死症候群）の記載があり、職員は新任時に研修を受けている。SIDSの啓蒙ポスターは乳児保育室、幼児保育室、玄関掲示板に掲示している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断の結果は保育園支援システムの連絡ツールと口頭で、歯科健診の結果は紙面にて保護者に伝えている。「保健計画」に基づき、健診前に年齢に合わせて自分の体を知る内容の話をしており、年長児については、フッ化物洗口の取り組みを行っている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、保護者面談をしてアレルギー食材の除去食を提供している。保育室内の机の配置、トレーの色や除去食材の表記、配膳の順序、配膳の複数人でのチェック等に対応している。慢性疾患の子どもへの対応も同様に、保護者との連携を取りながら行っている。職員は市主催の研修を受けており、不参加の職員は伝達研修で知識の習得、対応を学んでいる。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 「食育計画」に基づき、園内でとうもろこしやなす等、数種類の野菜を栽培して収穫し、園内で調理して食に関する経験が積めるようにしている。玄関に毎日の献立を表記し、子どもが食材のマグネットを貼ることを通しても、食に関心が持てている。楽しく食事ができるよう、机の配置を変えたり、職員が順番に子どもと同じ机で食事をする等の工夫もしている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 市の栄養士が献立を作成し、調理は業務委託をする形で給食を提供している。調理員は朝ミーティングに参加し、子どもの状態を把握し、調理や食事提供に活かしている。「喫食簿」は調理員、「検食簿」は園長か副園長が記入し、栄養士の献立作成に活用している。調理員や栄養士が子どもの食事状況に触れる機会が少ないため、機会について検討を要す。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 登降園時の会話や保育園支援システムの連絡ツールによる情報交換は、家庭と園との連携や共通理解の重要な役割を担っている。登降園時の挨拶程度の会話については記録していないが、その中での相談については、園長に報告の上、記録に残している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 登降園時の会話や保育園支援システムの連絡ツールを通し、保護者との信頼関係を築くように心がけている。「保育ポケットブック」には保護者対応について具体的に記載されており、職員は参考にしながら各自でコミュニケーションの取り方を工夫している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 「事故対応マニュアル」の中に「虐待発見時の対応」の項目があり、市主催の虐待研修の受講や、研修に不参加の職員への伝達研修を通して、職員は虐待等権利侵害について理解を深めている。現在、虐待を疑われる子どもがいないため、実際に対応することはないが、職員は常に意識を高めて保育にあたっている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 指導計画の評価・反省や「自己チェックリスト」の実施、「目標管理シート」等により、保育実践と職員としての取組みの振り返りを行っている。職員会議での保育実践の振り返りについては、職員同士の話し合いもあるが、個人的な振り返りに留まっている。職員各自の振り返りが、園全体の質の向上につながるような機会を検討されたい。		